

HSE 株式会社「(仮称) 福島北風力発電事業 環境影響評価準備書」に
対する勧告について

令和 5 年 7 月 6 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定に基づき、「(仮称) 福島北風力発電事業 環境影響評価準備書」について、HSE 株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 4 項の規定に基づき、福島県知事及び宮城県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県福島市及び伊達郡桑折町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大 46,200 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2 年 5 月 28 日
環境大臣意見受理	令和 2 年 8 月 7 日
経済産業大臣意見発出	令和 2 年 8 月 18 日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2 年 11 月 20 日
住民意見の概要等受理	令和 3 年 1 月 29 日
福島県知意見受理	令和 3 年 4 月 28 日
宮城県知意見受理	令和 3 年 4 月 26 日
経済産業大臣勧告発出	令和 3 年 5 月 18 日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 4 年 10 月 13 日
住民意見の概要等受理	令和 4 年 12 月 9 日
福島県知意見受理	令和 5 年 3 月 16 日
宮城県知意見受理	令和 5 年 3 月 15 日
環境大臣意見受理	令和 5 年 4 月 17 日
経済産業大臣勧告発出	令和 5 年 7 月 6 日

問合せ先: 電力安全課 一ノ宮、伊藤
電 話: 03-3501-1742(直通)

1. 総論

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地に位置する風力発電設備及び工事用・管理用道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）について、福島県をはじめとした関係機関等と調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行い、評価書に反映すること。

(2) 事業計画の見直しについて

対象事業実施区域の南半分は砂防法に基づく砂防指定地に指定されており、1号機から3号機の配置が計画されている。砂防指定地内における風力発電設備等について、砂防法に基づく砂防指定地の行為の許可基準に適合する設置計画とならない限りは、設置の回避又は配置等の変更を含む事業計画の見直しを行うこと。なお、配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえること。

(3) 事後調査等について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(4) 累積的な影響について

- ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中、環境影響評価手続中等であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。
- イ 他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の結果について、他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有すること。特に、水平に広がる風力発電設備によって生じる鳥類に対する移動経路の阻害やバードストライク等、重大な環境影響が懸念される項目の情報について、事後調査結果を含め、積極的に情報共有を図ること。

2. 各論

(1) 騒音に対する環境影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、このうちの本事業の搬出入経路付近の住居地区においては、工事中資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴い騒音レベルが最大で10dB増加する予測結果となっている。

このため、工事工程の調整や低速走行等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減すること。また、近隣住民の生活環境への影響について確認するとともに、環境影響が十分に低減されていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 水環境及び水生動物に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林が存在しているほか、河川、沢筋等が存在しており、「環境省レッドリスト2020」で準絶滅危惧として分類されているトウホクサンショウウオ、バンダイハコネサンショウウオ等の重要な水生動物が確認されている。このことから、工事の実施に伴う直接改変による水環境及び水生動物に対する影響を回避又は極力低減することが重要である。このため、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境及び水生動物に対する影響を回避又は極力低減すること。

イ 近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、雨水排水対策（沈砂池など）について、十分に対応可能な性能とすることを評価書に記載すること。また、沈砂池周辺の定期的ならびに強雨時の環境監視を適切に行うこと。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、上水道等の取水地点並びに砂防法に基づく砂防指定地及び森林法に基づき指定された水源かん養保安林が存在している。また、対象事業実施区域の南半分は砂防法に基づく砂防指定地に指定されており、1号機から3号機の配置が計画されている。さらに、本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変が行われるものとなっていることから、森林の伐採及び土砂の崩落や流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減することが重要である。

加えて、風力発電設備7号機付近については、設置により相対的に大きな盛土工及び切土工が計画されている。このため、ヤード、道路等の設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り抑制し、土地の改変に伴う水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保

存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの複数のペアやハヤブサ等による営巣及び繁殖が確認されているが、これらの種の繁殖への影響が大きい時期の工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置が検討されていない。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺において、クマタカの複数のペア、ハヤブサ等の営巣及び繁殖が確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家の助言等を踏まえ、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置や、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

エ 対象事業実施区域を含む広範囲における猛禽類をはじめとした鳥類の渡りに関するヒアリングを関係団体等を実施し、調査結果を補完した上で、対象事業実施区域を通過する飛翔軌跡と主要な渡りルートを比較し、評価すること。

オ 猛禽類及び渡り鳥の定点観察の調査結果について、地点によって累積観察時間にばらつきがあり、観察時間が短い地点においては、過小評価となっているおそれがある。関係団体等の観察データにより調査結果を補完し、飛翔軌跡の空間的な分布を均一化するよう努め、衝突確率を再評価すること。

（5）コウモリに対する影響

対象事業実施区域周辺でヒナコウモリ等の生息が確認されていることから、コウモリ類の衝突を低減するため、適切な環境保全措置を講ずること。

（6）風車の影について

対象事業実施区域周辺の住宅に、風力発電設備の影が掛かると評価されていることから、生活環境に影響が生じるおそれがある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を行うとともに事後調査を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。